

「パートナーシップ構築宣言」

当財団は、サプライチェーンの取引先の皆様や価値創造を図る事業者の皆様との連携・共存共栄を進めることで、新たなパートナーシップを構築するため、以下の項目に重点的に取り組むことを宣言します。

1. サプライチェーン全体の共存共栄と規模・系列等を超えた新たな連携

直接の取引先を通じてその先の取引先に働きかけることにより、サプライチェーン全体での付加価値向上に取り組むとともに、既存の取引関係や企業規模等を超えた連携により、取引先との共存共栄の構築を目指します。

(個別項目)

a. グリーン化の取組（グリーン調達）

ミュージアム・ショップ及びミュージアム・カフェにおいて、それぞれ販売するミュージアム・グッズ、飲料、食品または食材の調達に際しては、適正な労働のもと生産・栽培され、その工程等においてより環境負荷が少ないものを優先して調達・使用するよう努めます。

調達先選定に際しての評価項目に、この観点を取り入れます。

b. 健康経営に関する取組（健康増進施策の共同実施）

従業員の健康増進施策を、フィジカル・メンタル両面において、グループ親会社と共同で実施します。

特に、美術館特有である展覧会開催期間中の、土・日曜日・祝日開館、月曜日（祝日の場合翌日）休館という変則労働に際し、適正に休暇を取得できる労働環境・体制の整備に努め、実施します。また、当該変則労働を取引先に強要することは行いません。

2. 「振興基準」の遵守

取引先事業者との間における望ましい取引慣行（下請中小企業振興法に基づく「振興基準」）を遵守し、取引先とのパートナーシップ構築の妨げとなる取引慣行や商慣行の是正に積極的に取り組みます。

①価格決定方法

不合理な原価低減要請を行いません。取引対価の決定に当たっては、取引事業者から協議の申入れがあった場合にはそれに応じ、労務費上昇分の影響を考慮するなど取引事業者の適正な利益を含むよう、十分に協議します。取引対価の決定を含め契約に当たっては、当財団は契約条件の書面等による明示・交付を行います。

②支払条件

取引に伴う代金は現金で支払います。手形による支払は行いません。

③知的財産・ノウハウ

知的財産取引に関するガイドラインや契約書に基づいて取引を行い、片務的な秘密保持契約の締結、取引上の立場を利用したノウハウの開示や知的財産権の無償譲渡などは求めません。

④働き方改革等に伴うしわ寄せ

取引先も働き方改革に対応できるよう、取引事業者に対して、適正なコスト負担を伴わない短納期発注や急な仕様変更を行いません。災害時等においては、取引事業者に取引上一方的な負担を押し付けないように、また、事業再開時等には、できる限り取引関係の継続等に配慮します。

3. ICT 技術の活用

取引先事業者との打合せにおけるオンライン会議、契約締結における電子契約を積極的に導入し、時間及び資源の節約に努めます。これを取引先事業者と協働して進めます。

2023年12月28日

公益財団法人 荘原 畠山記念文化財団

代表理事 矢後 夏之助